

# 資 料 編

出雲市障がい者施策推進協議会委員

任期：平成26年7月1日～平成29年3月31日

50音順・敬称略

| No. | 氏名     | 職名等                         | 備考  |
|-----|--------|-----------------------------|-----|
| 1   | 芦矢 京子  | 島根県重症心身障がい児(者)を守る会副会長・事務局長  |     |
| 2   | 池尻 和良  | 島根県立出雲養護学校校長                |     |
| 3   | 石飛 丈和  | 出雲市身障者福祉協会理事                |     |
| 4   | 大國 雅代  | 出雲公共職業安定所統括職業指導官            |     |
| 5   | 勝部 寿子  | 特定非営利活動法人こころの森会員            |     |
| 6   | 川瀬 英   | 出雲市社会福祉協議会事務局長              |     |
| 7   | 北尾 慶子  | 出雲サンホーム施設長                  |     |
| 8   | 塩飽 邦憲  | 島根大学理事・副学長                  | 会長  |
| 9   | 新藤 優子  | 高次脳機能障がいデイケアきらり施設長          | 副会長 |
| 10  | 須谷 生男  | 出雲医師会理事                     |     |
| 11  | 高木 加津枝 | 出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長      |     |
| 12  | 竹下 英治  | 出雲市身障者福祉協会会長                |     |
| 13  | 玉田 珠美  | ふたば園長                       |     |
| 14  | 中尾 利津子 | 出雲市民生委員児童委員協議会副会長           |     |
| 15  | 永岡 秀之  | 島根県立こころの医療センター総合リハビリテーション室長 |     |
| 16  | 中川 昭生  | 島根県出雲保健所長                   |     |
| 17  | 錦織 正二  | 出雲成年後見センター会長                |     |
| 18  | 原 広治   | 島根大学教育学部心理・発達臨床講座教授         |     |
| 19  | 廣澤 守   | 出雲市教育委員会学校教育課特別支援教育係長       |     |
| 20  | 福田 明美  | 島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長  |     |
| 21  | 福間 泰正  | 出雲商工会議所専務理事                 |     |
| 22  | 藤川 祐介  | いちごの会会長                     |     |
| 23  | 矢田 朱美  | ふあっと施設長                     |     |
| 24  | 山本 順久  | ハートピア出雲施設長                  |     |

## 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 36 号)

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、出雲市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画に関し同条第 8 項及び第 9 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者等の団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) サービス事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。

(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

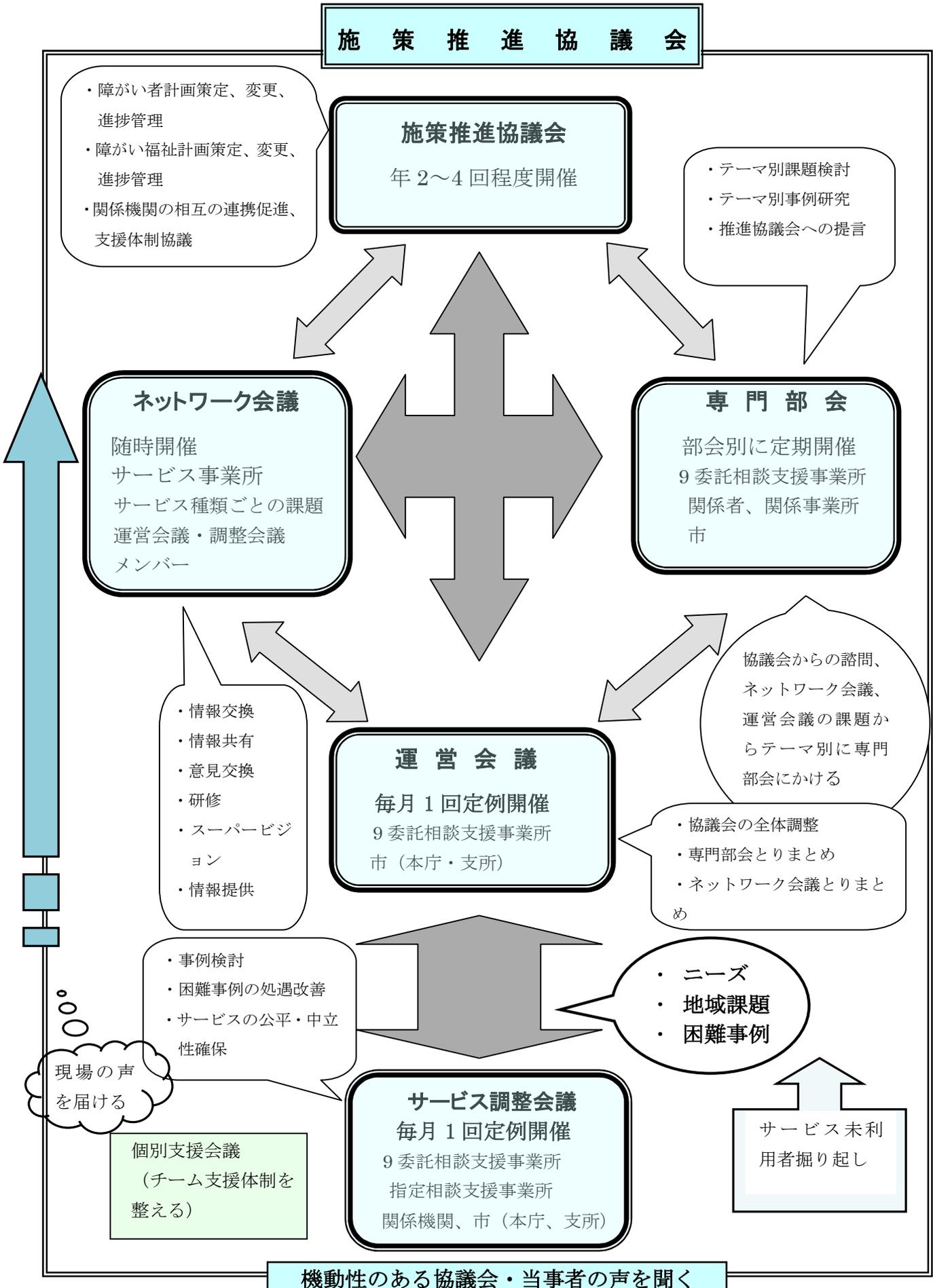
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

# 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図



介護給付、訓練等給付のサービスの種類と内容

| 自立支援給付 | 障がい福祉サービス     | 対象者  | サービス内容   |
|--------|---------------|--|--|
| 介護給付   | 居宅介護          | 障がい者<br>《障がい支援区分1以上》   | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                      |
|        | 重度訪問介護        | 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者《障がい支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》                              | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。                     |
|        | 行動援護          | 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者《障がい支援区分3以上》   | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。           |
|        | 重度障がい者等包括支援   | 常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者<br>《障がい支援区分6》   | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。                       |
|        | 短期入所（ショートステイ） | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者《障がい支援区分1以上》  | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。            |
|        | 同行援護          | 視覚障がいにより移動に困難を有する者   | 外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。          |
|        | 療養介護          | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者<br>《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障がい支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障がい支援区分5以上》 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。       |
|        | 生活介護          | 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者《障がい支援区分3以上、50歳以上は障がい支援区分2以上》   | 昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                |
|        | 施設入所支援        | 夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者《障がい支援区分4以上、50歳以上は障がい支援区分3以上》   | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                          |
| 訓練等給付  | 自立訓練（機能訓練）    | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者   | 自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。                  |
|        | 自立訓練（生活訓練）    | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的、精神障がい者  | 自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。          |
|        | 自立訓練（宿泊型）     |  | 住居の場を提供し、一定期間家事等日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。 |
|        | 就労移行支援        | 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者   | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。          |

|          |                 |  |   |
|----------|-----------------|--|---|
|          | 就労継続支援A型        | 就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる者                                   | 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。         |
|          | 就労継続支援B型        | 就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者 | 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。 |
|          | 共同生活援助（グループホーム） | 就労し、又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者  | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。  |
| 障がい児通所支援 | 児童発達支援          | 就学前児童  | 障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。   |
|          | 児童発達支援（医療型）     | 肢体不自由児及び重症心身障がい児   | 児童発達支援及び治療を提供します。   |
|          | 放課後等デイサービス      | 就学児童   | 障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します。  |
|          | 保育所等訪問支援        | 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児   | 障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                       |

## 地域生活支援事業

地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業体系での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

| サービスの種類    | 対象者   | 内容  |
|------------|---|---|
| 相談支援事業     | 在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等。                  | 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供や、権利擁護のための必要な援助を行います。<br>市は次の事業所に事業委託を行っています。<br>・ハートピア出雲・光風園・さざなみ学園・ふあっと・出雲サンホーム・かのん・プレーグ・そゆう相談センター斐川・太陽の里  |
| 手話通訳者等派遣事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者。 | 障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。<br>団体、個人利用とも派遣費用は無料です。   |
| 日常生活用具給付   | 在宅の重度障がい者                                   | 在宅の重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。<br>負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。<br>日常生活用具の基準額について、市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。<br>同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。<br>原則、耐用年数期間内は給付できません。 |

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
| 住宅改修費給付事業            | 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する方で、障がい程度等級1～3級の方（特殊便器については上肢障がい2級以上でも可）。 | 在宅の重度障がい（児）者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。<br>給付の額は、対象経費（助成上限額20万円）の市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。<br>原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。（事後申請は対象になりません。）<br>また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。 |
| コミュニケーション支援事業        | 重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している方で、市が定める規定の状態にある方。  | 意思疎通を図ることに支障がある方が病院又は診療所へ入院したときに、居宅介護従事者又は重度訪問介護従事者を派遣します。利用者負担があります。   |
| 移動支援事業               | 障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者。   | 屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います。<br>社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。<br>利用者負担があります。   |
| 地域活動支援センター           |  | 通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。  |
| ・精神障がい者通所型           | 精神障がい者   | ・日常生活訓練、家事訓練等の訓練<br>・会話、生活マナー等の社会適応訓練   |
| ・障がい者生活介護型           | 身体障がい者、知的障がい者、難病患者   | ・身体機能又は生活能力向上のための訓練<br>・入浴、排せつ、食事等の介護<br>利用者負担があります。  |
| ・障がい者共同作業所移行型        | 身体、知的、精神障がい者、難病患者  | ・日常生活及び社会適応のために必要な訓練  |
| 訪問入浴事業               | 自宅での入浴が困難な障がい者。  | 訪問により居宅において入浴サービスを提供します。<br>利用者負担があります。   |
| 日中一時支援事業             | 家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）   | 障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。<br>利用者負担があります。  |
| 知的障がい者職親委託制度         | 知的障がい者   | 知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技術習得訓練等を行います。  |
| 自動車運転免許取得助成事業        | 身体障がい者   | 身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成します。<br>助成限度額 対象経費の2/3（上限10万円）  |
| 自動車改造費助成事業           | 身体障がい者   | ①身体障がい者自身が運転するために自動車を改造した場合<br>②身体障がい者が自動車に乗降するための改造をした場合<br>上記①、②の改造経費を助成します。<br>助成限度額<br>①10万円<br>②対象経費の2/3（上限40万円）<br>助成には要件がありますので、詳しくはご相談ください。<br>※②は肢体不自由障がい1、2級のみ                      |
| 点字・声の広報発行事業          | 視覚障がい者   | 市の発行する広報いずも・議会だよりを点訳又は音声化したものを無料で送付します。   |
| 手話通訳者設置事業            |  | 聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者2名を市福祉推進課に設置しています。  |
| はあとピアいずも（出雲市福祉芸術文化祭） |  | 毎年11月に障がい者の文化創造活動による作品展、音楽祭、模擬店等を開催します。   |

< 島根県報告数値 >

施設入所者の地域生活への移行

数値目標の設定

| 項目                  | 数 値           | 考 え 方              |
|---------------------|---------------|--------------------|
| 平成25年度末時点の入所者数(A)   | 310 人         | ○平成26年3月31日の施設入所者数 |
| 平成29年度末時点の入所者数(B)   | 280 人         | ○平成29年度末時点の施設入所者数  |
| 【成果目標】<br>削減人数(A-B) | 30 人<br>9.7 % | ○差引減少見込み数          |
| 【成果目標】<br>地域生活移行者数  | 15 人<br>4.8 % | ○施設入所からGH等へ移行した者の数 |

福祉施設から一般就労への移行

数値目標の設定

| 項目                    | 数 値             | 考 え 方                         |
|-----------------------|-----------------|-------------------------------|
| 平成25年度の一般就労移行者数       | 17 人            | ○平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【成果目標】平成29年度の一般就労移行者数 | 31 人<br>1.8 (倍) | ○平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |

就労移行支援事業の利用者数

数値目標の設定

| 項目                          | 数 値    | 考 え 方                            |
|-----------------------------|--------|----------------------------------|
| 平成25年度の就労移行支援事業所の利用者数       | 62 人   | ○平成25年度において就労移行支援事業所を利用する者の数     |
| 【成果目標】平成29年度の就労移行支援事業所の利用者数 | 55 人   | ○平成29年度において就労移行支援事業所を利用する者の数     |
| 【成果目標】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合 | 50 (%) | ○平成29年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所割合 |

地域生活支援拠点数

数値目標の設定

| 項目                         | 数 値  | 考 え 方                                    |
|----------------------------|------|--|
| 【成果目標】<br>平成29年度末地域生活支援拠点数 | 1 箇所 | ○国のモデル事業の状況や地域の資源等を勘案し、地域生活支援拠点の整備を検討する。 |

## サービス見込量

### ○訪問系サービス

| 種類   | 平成27年度   | 平成28年度   | 平成29年度   |
|--|----------|----------|----------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援 | 5,119 時間 | 5,477 時間 | 5,860 時間 |
|  | 306 人    | 327 人    | 350 人    |

### ○日中活動系サービス

| 種類         | 平成27年度             | 平成28年度             | 平成29年度             |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 生活介護       | 9,023 人日分<br>509 人 | 9,113 人日分<br>514 人 | 9,295 人日分<br>524 人 |
| 自立訓練(機能訓練) | 50 人日分<br>8 人      | 50 人日分<br>8 人      | 50 人日分<br>8 人      |
| 自立訓練(生活訓練) | 540 人日分<br>54 人    | 540 人日分<br>54 人    | 540 人日分<br>54 人    |
| 就労移行支援     | 700 人日分<br>55 人    | 700 人日分<br>55 人    | 700 人日分<br>55 人    |
| 就労継続支援(A型) | 850 人日分<br>49 人    | 880 人日分<br>51 人    | 920 人日分<br>53 人    |
| 就労継続支援(B型) | 8,070 人日分<br>553 人 | 8,150 人日分<br>558 人 | 8,150 人日分<br>558 人 |
| 療養介護       | 49 人               | 51 人               | 53 人               |
| 短期入所(福祉型)  | 350 人日分<br>60 人    | 350 人日分<br>60 人    | 350 人日分<br>60 人    |
| 短期入所(医療型)  | 40 人日分<br>10 人     | 40 人日分<br>10 人     | 40 人日分<br>10 人     |

### ○居住系サービス

| 種類     | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助 | 200 人  | 215 人  | 232 人  |
| 施設入所支援 | 300 人  | 285 人  | 280 人  |

### ○相談支援

| 種類       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 計画相談支援   | 690 人  | 690 人  | 690 人  |
| 地域移行支援   | 5 人    | 5 人    | 5 人    |
| 地域定着支援   | 50 人   | 50 人   | 50 人   |
| 障がい児相談支援 | 180 人  | 190 人  | 200 人  |

### ○就労移行

| 種類                            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 就労移行支援及び就労継続支援利用者<br>の一般就労移行者 | 19 人   | 24 人   | 31 人   |

### ○障害児通所支援

| 種類         | 平成27年度            | 平成28年度            | 平成29年度            |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 児童発達支援     | 520 人日<br>106 人   | 546 人日<br>111 人   | 546 人日<br>111 人   |
| 放課後等デイサービス | 2,160 人日<br>210 人 | 2,260 人日<br>220 人 | 2,360 人日<br>230 人 |
| 保育所等訪問支援   | 20 人日<br>20 人     | 20 人日<br>20 人     | 20 人日<br>20 人     |

福祉サービスの給付費の推移

単位:千円

| 区分            | サービス種別       | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度(見込) |
|---------------|--------------|-----------|-----------|------------|
| 介護給付費・訓練等給付費等 | 居宅介護         | 174,041   | 194,450   | 203,642    |
|               | 重度訪問介護       | 10,460    | 12,012    | 15,897     |
|               | 行動援護         | 4,271     | 1,022     | 374        |
|               | 同行援護         | -         | 37        | 66         |
|               | 療養介護         | 126,529   | 141,334   | 148,195    |
|               | 生活介護         | 975,801   | 999,182   | 1,018,104  |
|               | 短期入所         | 28,753    | 33,220    | 35,045     |
|               | 共同生活介護       | 137,836   | 145,536   | 12,786     |
|               | 施設入所支援       | 411,815   | 390,872   | 388,123    |
|               | 共同生活援助       | 46,067    | 48,444    | 196,477    |
|               | 自立訓練(宿泊型)    | 27,972    | 9,951     | 5,799      |
|               | 自立訓練(機能型)    | 9,207     | 5,562     | 4,142      |
|               | 自立訓練(生活型)    | 53,844    | 46,973    | 42,582     |
|               | 就労移行支援       | 65,044    | 66,520    | 72,230     |
|               | 就労継続支援(A型)   | 50,121    | 64,732    | 64,414     |
|               | 就労継続支援(B型)   | 536,058   | 541,831   | 582,856    |
|               | 計画相談支援       | 16,010    | 32,258    | 78,853     |
|               | 地域移行支援       | 1,848     | 1,837     | 1,059      |
|               | 地域定着支援       | 1,024     | 1,778     | 2,405      |
|               | 療養介護医療費      | 39,248    | 43,513    | 50,000     |
| 特定障がい者特別給付    | 73,773       | 73,999    | 74,470    |            |
| 計             | 2,715,949    | 2,781,064 | 2,923,049 |            |
| 児童通所給付費       | 障がい児相談支援     | 8,057     | 19,368    | 24,958     |
|               | 障がい児発達支援     | 42,726    | 53,507    | 69,427     |
|               | 放課後等サービス     | 92,605    | 185,587   | 231,266    |
|               | 保育所等訪問支援     | 1,277     | 1,610     | 2,024      |
|               | 計            | 144,665   | 260,072   | 327,675    |
| 地域生活支援事業      | 移動支援事業       | 82,704    | 88,053    | 89,660     |
|               | 日中一時支援事業     | 30,181    | 24,125    | 31,000     |
|               | 地域活動支援センター事業 | 6,414     | 6,145     | 4,200      |
|               | 訪問入浴事業       | 12,825    | 13,370    | 13,100     |
|               | 計            | 132,124   | 131,693   | 137,960    |

## 《相談支援事業》

### (1) 障がい者相談支援事業の概要

地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

### (2) 指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所

| 相談支援事業所 | 住 所            | 電話番号            | 対 象     |                |
|---------|----------------|-----------------|---------|----------------|
| 1       | ふあっと           | 出雲市武志町693-1     | 25-0130 | 精神             |
| 2       | ハートピア出雲        | 出雲市武志町693-4     | 23-2720 | 身体・知的・精神・児童    |
| 3       | ケアプランやわらぎ      | 出雲市知井宮町1192-9   | 21-4820 | 身体・知的・精神・児童    |
| 4       | フライエ           | 出雲市小山町361-2     | 21-9779 | 身体・精神          |
| 5       | かのん            | 出雲市今市町875-6     | 22-7101 | 身体・知的・精神       |
| 6       | さざなみ学園         | 出雲市神西沖町2534-2   | 43-2252 | 知的・児童          |
| 7       | 出雲サンホーム        | 出雲市神西沖町1315     | 43-7575 | 身体・知的・精神・児童    |
| 8       | フィリア           | 出雲市灘分町532-1     | 62-4782 | 身体・知的・精神・児童    |
| 9       | プレーグ           | 出雲市灘分町613       | 62-2977 | 身体・知的・精神・児童    |
| 10      | やまびこ園          | 出雲市佐田町一窪田1988   | 85-8005 | 身体・知的・精神       |
| 11      | ぼんぼん船          | 出雲市多伎町多岐892-7   | 86-7022 | 身体・知的・精神・児童    |
| 12      | 光風園            | 出雲市湖陵町大池240-1   | 43-2101 | 身体・知的・精神・児童    |
| 13      | コミュニティーサポートいずも | 出雲市大社町入南80-1    | 53-8066 | 身体・知的・精神・児童    |
| 14      | そうゆう相談センター斐川   | 出雲市斐川町学頭1625-27 | 72-7085 | 知的・精神          |
| 15      | 太陽の里           | 出雲市斐川町名島90      | 72-9125 | 知的             |
| 16      | 美野園            | 出雲市美野町1694-2    | 67-0500 | 身体・知的・精神・児童    |
| 17      | ほっと            | 出雲市佐田町一窪田1961-5 | 85-8000 | 身体・知的・精神       |
| 18      | 石野特定相談支援事業所    | 出雲市稗原町2521-5    | 48-2035 | 身体・知的・精神・児童    |
| 19      | 児童発達支援センターわっこ  | 出雲市知井宮町238      | 21-2733 | 児童             |
| 20      | NPO法人たすけあい平田   | 出雲市平田町2791-1    | 62-0257 | 身体・知的・精神       |
| 21      | ぽてとはうす         | 出雲市平野町1183      | 27-9171 | 知的             |
| 22      | くま&ローズマリー相談室   | 出雲市大社町遙堪1189    | 77-4332 | 身体・知的・精神・難病・児童 |
| 23      | あおぞら相談支援事業所    | 出雲市下古志町627-2    | 22-0228 | 身体・知的・精神・難病・児童 |
| 24      | 山根クリニック相談支援事業所 | 出雲市芦渡町789-2     | 21-2810 | 身体・知的・精神・難病・児童 |

市では、上記の相談支援事業所の中から身体・知的・精神の各障がい者及び障がい児の支援について専門的見識を有し、かつ市の障がい福祉の拠点として業務を遂行する9事業所（ハートピアいずも、ふあっと、さざなみ学園、光風園、出雲サンホーム、かのん、プレーグ、そうゆう相談センター斐川、太陽の里）に、障がい者相談支援、住宅入居等支援及び成年後見制度支援事業を委託しています。